

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（主要項目）

（平成 29 年 2 月 20 日）

関係閣僚会議

I. 基本的考え方

1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）

2. ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

◎国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組
（「心のバリアフリー」分野）

◎ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）

3. 今後の施策の実行性担保

◎施策の実施状況の確認等

◎「ユニバーサルデザイン 2020 好事例」の認定

II. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

○ポイントは以下の 3 点。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培う。

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

- ①すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- ②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解
- ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開
- ④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組
- ⑤高等教育（大学）での取組

2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

- ①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施
- ②接遇対応の向上
 - i) 交通分野におけるサービス水準の確保
 - ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上
 - iii) 医療分野におけるサービス水準の確保
- ③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組
・法定雇用率の見直し（平成 30 年度、平成 35 年度）

3) 地域における取組

- ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組
- ②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方
- ③その他
 - ・法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用。人権侵害の疑

いのある事案については、速やかに法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始する。

4) 国民全体に向けた取組

- ①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進
- ②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施
- ③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

5) 障害のある人による取組

Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり

1. 考え方

様々な障害のある人も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくりにむけて総合的に、国、地方公共団体、民間が一体となって取り組みを進める必要がある。

2. 具体的な取組

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

2) 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

- ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正
- ②観光地のバリアフリー化
- ③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進
 - i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進
 - ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進
 - iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進
 - iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及
 - v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討
- ④公共交通機関等のバリアフリー化
 - i) 鉄道にかかわるバリアフリー化
 - ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進
 - iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
 - iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進
- ⑤ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援
 - i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組
 - ii) 個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組
 - iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組
- ⑥トイレの利用環境の改善

トイレにかかわる不便さは、障害のある人の外出を妨げる大きな要因であり、その改善に向けて取り組むことが重要。

 - i) ガイドライン等の改正

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成28年度改正
 - ii) トイレ利用のマナー改善に向けた取組の推進